令和元年度 第1回

新宿区消費生活地域協議会

令和元年7月23日(火)

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課

○事務局 それでは、お時間になりましたので、まだ1名お見えになっていないんですけれど も、令和元年度第1回の消費生活地域協議会を始めたいと思います。

本日はお忙しい中お越しいただきまして、また委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます消費生活就労支援課長の皆本と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日会場を変更させていただきまして、まことに申しわけございませんでした。また、この会場にマイクがございませんので、できるだけ大きな声でお話しいただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、文化観光産業部長よりご挨拶を申し上げます。

○菅野文化観光産業部長 皆さん、こんにちは。

新宿区の文化観光産業部長、菅野でございます。本日はお忙しい中、消費生活地域協議会 にご参加いただきまして、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日が令和元年度第1回ということでございまして、トータルで言いますと3期目に入ってございまして、委員の皆様方には今月から2年間でお願いをしたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

こちらの協議会でございますが、消費生活の安定・向上ということを目的に、皆様方にご協力いただく場というふうになってございまして、また、消費者教育推進法、それから消費者安全法という法律がございます。これに基づく会議体となってございます。

報道等にもございますが、国民の皆さんのいわゆる消費者としての消費生活にはいろいろな不安定要素が残念ながら非常に多いといった現実、現状がある中で、私どものほうで消費者の安定・安全確保ということで、さまざま施策のほうは打って出ているわけでございますが、こうした皆様方の連携・協力というものがなければ、今後の消費者の安全確保ということはなかなか難しいと思ってございますので、これまで以上の連携強化と、今後とも引き続きご理解、ご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

本日は、報告1件と協議事項が2件ございます。ぜひ忌憚なきご意見賜れば幸いでございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、ここで本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず次第がございます。次第の裏に配付資料の一覧ございまして、資料1が委員名簿になってございます。資料2、消費生活地域協議会設置要綱。資料3、新宿区の消費者行政。資料4、新宿区消費生活地域協議会概要。資料5、新宿区の消費生活行政のあり方について。資料6、消費者教育の体系イメージマップ。資料7、第39回新宿区くらしを守る消費生活展事業概要。資料8、消費生活上特に配慮を要する消費者の個人情報取扱に関するガイドライン、2枚目に判定のためのチェックシート。資料9、消費生活相談の事例。

それから、参考資料といたしまして、消費生活センターのパンフレットとしんじゅく区くらしの情報の7月号をお配りしております。もし不足等ございましたら、職員にお知らせください。

なお、この会議は議事録作成のため、録音及びカメラ撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、委嘱状についてです。

本来であれば、区長より交付させていただくんですけれども、所要のためお渡しできないので、机上に置かせていただいております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、資料1の委員名簿をごらんいただけますでしょうか。委員名簿の15番の氏名のところが空欄になってございますが、これはご承諾いただいておりました戸山高校の荒井先生が、6月に残念なことに急逝されたということがございまして、後任の委員の方はまだ決まっていないという状況になっております。本日、戸山高校の校長先生がかわりにおみえになる予定だったんですけれども、学校で緊急な案件があったということで、欠席ということになっております。ご了承ください。

では、委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

西村先生からお願いいたします。

- **〇西村委員** 横浜国大の西村です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇事務局では、こちら回りで、後藤先生お願いいたします。
- ○後藤委員 早稲田大学の後藤です。よろしくお願いします。
- ○坂井委員 東京弁護士会の弁護士の坂井と申します。よろしくお願いいたします。
- **○浜田委員** 新宿区の消費生活センターの相談員をしております浜田と申します。よろしくお願いいたします。
- **○岩澤委員** 同じく相談員の岩澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇鍋島委員 新宿区消費者団体連絡会、鍋島です。よろしくお願いいたします。

- ○前田委員 前田と申します。このたび初めてここに参加させてもらいますので、これから勉強させてもらいながら、皆さんと働いていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○安井委員 新宿区商店会連合会の安井です。よろしくお願いいたします。
- **○志村委員** 箪笥町地区民生児童委員の志村と申します。よろしくお願いいたします。
- ○春田委員 新宿区障害者団体連絡会の春田と申します。よろしくお願いします。
- **○関委員** 新宿区の危機管理担当部安全・安心担当副参事の関でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇井出委員** 福祉部の障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇山本委員** 福祉部の高齢者支援課長、山本です。よろしくお願いいたします。
- **〇内野委員** 教育支援課長の内野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○伊藤委員 柏木・角筈高齢者総合相談センターの伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇吉村委員** 新宿区社会福祉協議会の吉村と申します。よろしくお願いいたします。
- **〇島田委員** 新宿区落合第二中学校の島田です。よろしくお願いします。
- **〇石井委員** 同じく四谷小学校校長の石井と申します。小学校校長会の担当になりましたので、 参加させていただくことになりました。よろしくお願いします。
- ○酒井委員 戸塚警察署の生活安全課長の酒井と申します。よろしくお願いします。
- **〇松井委員** 公募委員の松井でございます。よろしくお願いいたします。
- ○的場委員 公募委員の的場でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇事務局** ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

私、消費生活就労支援課長の皆本です。よろしくお願いいたします。

- **〇事務局** 消費生活就労支援係長の染谷です。よろしくお願いします。
- **〇事務局** それでは、会長の選出を行いたいと思います。

協議会設置要綱によりますと、会長は委員の互選ということになっておりますが、どなた か立候補またはご推薦はありますでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

○事務局 それでは、第2期に引き続いて、西村先生にお願いするというのはいかがでしょうか。

- ○事務局 では、西村先生お願いいたします。
- ○西村会長 2期で務めさせていただきまして、またもやということと、もう飽きてしまった 方もいらっしゃるかもしれませんですが、ご指名ですのでお引き受けさせていただきます。

ちょうど数日前に、横浜市内の来年使用の教科書の展示会というのが図書館でございまして、そこで来年使用の小学校の教科書を全部見てまいりました。その中で、特に顕著に思いましたのは、売買契約を5・6年の家庭科で教えるということになっていまして、教科書を見ますと、売買契約がどのタイミングで成立するかというシーンがあって、それをくださいと言って品物を渡すという、「はい、かしこまりました」ですかね、要するに返事をするという、合意で成立するというところが絵で出ていて、そこを選択するようになっている。それから、消費生活センターという言葉も、もちろん教科書の中に載ってございます。

そういった、これはもちろん論点まとめのところでも前期に議論したところでございますが、成年年齢引き下げに伴う学習指導要領の大きな改訂の一環でございます。教科書も変わってくるというところで、もちろん消費者安全とともに消費者教育ということで、2本立てで進めていく会でございます。新たに気を引き締めてやっていきたいと思います。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

〇事務局 ありがとうございました。

続きまして、副会長の選出を行いたいと思います。

副会長は会長の指名ということになっていますが、西村会長、いかがでしょうか。

〇西村会長 もしお差し支えなければ、前回同様早稲田大学後藤先生にお願いしたいと思いますが。

(拍手)

- ○事務局では、後藤副会長よりご挨拶をお願いいたします。
- ○後藤副会長 私も相変わらずということなんですが、よろしくお願いいたします。

私は消費者安全のほうを主に担当というんでしょうか、そちらに目を配ってということだと思いますので、そちらのほうで力を発揮できればというふうに思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〇事務局 ありがとうございました。

それでは、これよりの進行は西村会長にお願いいたします。

〇西村会長 それでは、本日の議事次第に従って、早速進めてまいりたいと思います。

まず、事務局より消費生活センターの取り組み状況についてのご報告をお願いいたします。 **〇事務局** 事務局の消費生活支援係長の染谷です、よろしくお願いします。座って説明をさせていただきます。

まず、30年度の消費生活センターの取り組みということで、資料につきましては資料3、 新宿区の消費者行政、この桃色の冊子をごらんいただけますでしょうか。こちらに基づいて 説明をさせていただきます。

それでは、まず5ページをお開きください。

まず、事業の概要としまして、消費生活センターでは、消費生活相談を行っています。 6 人の消費生活相談員が行う消費生活相談のほかに、弁護士相談と多重債務相談とあわせて相談を受け付けているところです。

続きまして6ページ、消費生活相談の受付状況としまして、まず相談の件数ですが、30年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は3,862件です。前年度は3,480件でしたので、382件の大幅な増となりました。理由としては、記載されているとおり、国の機関を想定させる名称ではがきを送りつける架空請求の相談が急増したものです。これはニュースなどで何度も取り上げられているものです。新宿区に限らず、全国的に広まっているもので、いまだにこの相談はあります。

次、7ページに移りまして、年齢状況ですが、ご相談いただいている方の年代別の相談件数を見ますと、60歳代以上の女性が大幅に増加しました。これも先ほどのはがきによる架空請求の相談が、60歳代以上の女性に多かったことによるものです。

次に、相談受付件数の多い商品・役務を見ますと、最も相談の多い商品は「商品一般」で、29年度に比べ394件増となっております。8ページの表です。これも繰り返しになりますが、はがきによる架空請求の相談がこちらの件数に入るため、大幅な増となったものです。

次に多いのは、「放送・コンテンツ等」で、大手通信販売サイト事業者等を名乗る架空請求や、アダルト情報サイトや出会い系サイトのワンクリック請求の相談などです。3番目に多い相談としまして、「レンタル・リース・賃借」で、例年と同じく賃貸住宅の退去時の原状回復費用のトラブルや、シェアハウスの入居後のトラブル等に関する相談でした。

前年度より増加が目立つ相談としては、6位になっています「教室・講座」、7位の「医療」などです。

続きまして、次の9、10ページをごらんいただきますと、表1、商品・役務中分類相談 件数となっています。相談内容を昨年度までより細かく分類をしたものの相談件数になって います。この中の上位10位が、先ほどの前ページの表4になっております。

次の11ページでは、内容別の相談実績ということで、それぞれの相談分類に応じた相談の 内容などについて件数をまとめているものでございます。

続きまして、消費生活相談のほかの事業について取り組みの説明をさせていただきます。 12ページをごらんください。

消費者の自立支援として、まず新宿区消費生活地域協議会の運営でございます。本日のこの会議になります。

ここで、お手元の資料4の新宿区消費生活地域協議会の概要をごらんください。

協議会のイメージ図になっております。この協議会は、消費者教育の推進に関する法律に 基づく消費者教育推進協議会と、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の両機能 を兼ねた協議会として一体的に運営しています。任期は2年で、年2回開催しています。

資料2として、新宿消費生活地域協議会設置要綱をつけておりますので、後でご確認ください。第2期の協議会が昨年度で終了しました。第2期の協議会のまとめとして、お手元の資料5の「新宿区の消費生活行政のあり方について」を作成いたしました。

これまで検討を行ってきた消費者教育の推進並びに消費者安全の確保についての要旨を取りまとめたものです。

資料5を1枚めくっていただきまして、1、消費者教育の推進についてです。

民法改正による成年年齢引き下げを見据えた学習指導要領改訂により、小学校段階からの 消費者教育の充実を図る必要があることや、消費者教育の地域への定着を目指した連携協働 を進めるべきと述べています。

この論点整理には、直接的には書いてありませんが、消費者教育の推進に当たっては、本 日の資料の6の消費者庁の消費者教育の体系、イメージマップを活用してライフステージに 合わせた消費者教育を推進していくことになると思います。

2の消費者安全の確保についてでは、高齢者総合相談センター、社会福祉協議会、消費生活センターの三者間で、見守りに必要な個人情報を本人同意がなくても共有できる仕組みをつくったことにより、確実に対象者を見守りにつなげるようにすることなどが述べられています。

この「新宿区の消費生活行政のあり方について」を踏まえて、今回から第3期となりますが、本日の協議事項にもございますとおり、今後の協議会の議論に生かしていきたいと思います。

そこで、また消費者行政の冊子のほうに戻ります。

今度は13ページをごらんください。

の学校といったものを開催しています。

消費者教育の一環としまして、消費者講座を実施しております。幾つか種類がありますけれども、まず1つ目としては、新宿未来創造財団に委託している講座です。こちらにつきましては年間で10講座を開催いたしまして、計340人の方にご参加いただいているところです。消費者教育推進法に基づくライフステージに対応した消費者講座の実施を心がけております。また、夏休みには、夏休み親子講座としまして、小学校低学年向けと高学年向けに、お金

次に、消費者団体連絡会委託講座です。こちらは消費者大学6回コースと、そのほか消費者講座2講座の計352名の参加となっております。この年は、消費者大学については、105歳健康な生活習慣をテーマに、賢い消費者の生き方や口腔ケア、薬と健康食品、介護予防、シニア世代の食生活などについて講座を6回実施しているものです。また、その他の講座としましては、夏休み親子講座や、最近話題となっています海を汚染するマイクロプラスチックについての講座を実施しました。大変な人気で、定員を超えての申し込みでしたが、抽選せずに来場者全員が受講できるようにいたしました。

次の15ページに移りまして、出前講座です。出前講座については、消費生活相談員が消費者被害を防止するために、区内の学校や地域団体、高齢者関連事業者の方がお集まりになる学習会や講座の中で、講師としてお話しをさせていただくものです。1年間に12件の講座がありまして、延べ1,231名の方に参加いただいているところです。

次の16ページに移りまして、消費者団体への活動支援ということで、消費者団体連絡会、 こちら16団体で構成された連絡会がございまして、先ほど申し上げました消費者講座の委託 や消費生活展の共催など、連携を図っております。

16ページ下のほうになりますが、消費生活に関する自主的な活動を行う団体等が行う公益性のある事業に対して、活動経費の一部を助成しています。対象経費の3分の2を助成しまして、1事業上限20万円としております。30年度の実績としましては、13団体について18事業の助成を行っています。助成の内容につきましては、17ページ、18ページに記載されている表のとおりとなっております。

18ページの下になりますが、一般消費者向けバス見学会ということで、消費者団体連絡会の構成員の方を案内役として、公募区民の参加の皆様とともに、バス見学会を実施しています。30年度は11月19日に千葉県野田市にある雪印メグミルク工場と、キッコーマン醤油館の

見学に行ってまいりました。

次のページ、19ページに移りまして、消費生活展ですが、30年度は消費生活シンポジウムを、新宿からの発信「SDGs、持続可能な開発目標、あなたの選択で世界を変える」をテーマに、12月8日に牛込箪笥区民ホールで開催しました。基調講演の講師と2部のパネルディスカッションの司会に西村会長になっていただき、参加者のSDGsへの理解が進んだと好評でした。

次に消費者情報の提供としまして、「くらしの情報」を年5回発行しております。本日も 参考資料ということで、おつけしているところです。

20ページ下から21ページにかけて、消費者啓発用のリーフレットの発行ですとか、消費者教育の冊子の作成、その他情報提供、またインターネットによる情報提供ということで、区のホームページやツイッター、フェイスブックなど、インターネットを活用した消費者情報の提供なども行っているところです。ツイッターは31年2月から新宿消費生活センター公式ツイッターを開設し、リアルタイムに情報を発信しております。また、食品の放射性物質検査の実施ということで、昨年度は年間2件の食品の検査を行いました。

次の22ページに行きまして、悪質商法の被害防止支援事業を実施しています。23ページに は悪質商法被害防止ネットワークイメージ図が載っています。こちらは本日の協議事項 (2)のほうで改めて説明いたします。

24ページでは、指導監視体制の整備ということで、計量器の事前調査、家庭用品品質表示法等に基づく立ち入り検査などを行っているところです。

その次、25ページには、消費生活センター分館が高田馬場にございまして、こちらでは、 消費者団体の自主的な活動の場として会議室や調理室を用意しておりまして、一般の方にも 貸し出しをしているところです。その実績表として掲載させていただいているところです。

以上、簡単ではございますが、消費生活センター平成30年度の取り組みについてご説明させていただきました。

〇西村会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告等に関してのご質問、あるいはご意見、ご要望につきましては、この後の協議事項の中でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これからの時間は皆さまとの意見交換ということになります。

本日の協議事項ということで、第1番目の消費者教育の推進、第2番目の消費者安全の確保ということで、分けて進めてまいります。

最初に、協議事項の1番としまして、消費者教育ですが、成年年齢の引き下げ、先ほど冒頭のご挨拶でちょっと触れさせていただきましたが、成年年齢引き下げを見据えた消費者教育ということで、意見交換を進めたいと思います。

この民法の改正によりまして、22年の4月1日から18歳に成年年齢が引き下げられるということで、現在の中学生はみんな全員18歳成人になるという計算になるかというふうに思うんですが、18歳から1人で有効な契約を結ぶということができるというか、そうしなければならないようになる。責任ある消費者と、またそこでさまざまな問題、つまりは未成年者契約取り消し権が行使できないということで、若年世代の被害の増大が見込まれるというか、心配になっているという状況があるかというふうに思います。

そこで、自立した消費者の育成という観点、あるいは若年者の消費者被害救済という観点 からも、消費者教育の充実を図る必要があるかというふうに思います。

また、先生方におかれても、内容についての十分な熟知、あるいは指導方法の新たなる指導方法ですね、アクティブラーニングということが非常に今回の指導要領改訂では言われていますが、そういったことを深めていく教員の質的向上が求められているというふうに思います。

このあたりにつきまして、教育委員会あるいは各学校現場でどんなふうに考えてらっしゃるかというようなところ、あるいは取り組み状況などを踏まえて、まずはざっくりしたお話でも結構だと思います。お伺いしたいと思います。

最初に、支援課長、よろしいですか。すいません、よろしくお願いいたします。

〇内野委員 教育支援課長の内野です。

今、会長からお話ございましたけれども、学習指導要領の改訂がございまして、小学校は 来年度、中学校は再来年度に、全面改訂になります。それに向けて、消費者教育のほうも小 学校では社会科と家庭科、あと中学校のほうでは社会科と技術家庭科のほうで消費者教育の 内容の充実が盛り込まれてまいります。

昨年度、こちらの会議の中で、中学校の副読本の改訂についてもいろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。ちょうど教員の勤務環境の改善と働き方改革の観点もございまして、ほかの副読本の見直しが3年に1回というような周期になっておりますので、それにあわせて来年度改訂作業を行う予定で考えております。

じゃ、それまでの間どうするかというので、ちょっと小学校の校長先生、中学校の校長先生とも相談させていただいて、例えばすいません、ちょっとこちらコピーをお持ちしていな

いんですけれども、こちらは金融広報中央委員会さんが作成した中学校向けの技術家庭科の ワークシート、こういったものもございますので、こういったものを副教材として活用でき ないかといったものや、また、小学校のほうでは東京都の消費生活総合センターのほうでも ウエブ教材のようなもの、こういったものを今出しておりますので、こういったものの活用 もできないかというので考えているところです。

あと、校長先生からいただきましたお話しでは、出前講座でゲストティーチャーをお招き して、普段の授業の時間の中で活用させていただいたりしていますので、ぜひ消費生活セン ターの相談員の方に出前講座をお願いできれば、まさに学校現場で子供たちに直接生の指導 をしていただけるのではないかと考えているところでございます。

あと、昨年度ご意見いただいた中で、教員の研修についても消費者教育の充実をご意見いただいたところなんですけれども、例の働き方改革の関係で、今まで夏場に18講座あったものが、今年度から11講座にかなり精選がされていまして、ぜひ消費者教育もといったご意見をいただいているところだったんですけれども、なかなか研修の機会に盛り込むことができなかったので、本年度は資料をお届けするような形で進めさせていただきたいと考えているところです。

あとの具体的な取り組みとしては、小学校のほうで、よく家庭教育講座といいまして、P TAと子供たちを対象にした、そういった講座がありまして、そこでお金の使い方とかそう いった講座をやっているところでありますので、そのあたりも行いながら、全体で消費者教 育の充実を図っていければと考えているところでございます。

私のほうからは以上になります。

〇西村会長 ありがとうございました。

中学校の島田先生から何かございましょうか。

○島田委員 中学校のほうは、社会科の公民、3年生で主に行います。大体年間で50単元ですかね。それから、技術家庭科ということで、家庭科のほうで行っております。技術家庭科のほうは1年生、2年生が年間70時間ということになりますので、家庭科が35時間になります。それから、3年生については技術家庭合わせて35時間ということになりますので、家庭科についてはその半分、17.5時間というような形で分けられております。

多くの学校では、2年生の家庭科の時間でこの消費者教育を行っているようです。大体各学校によって多少差はありますけども、大体年間6時間程度というふうに聞いております。 この6時間の中でこの消費者教育を行っているのが現状になっているところです。 現在、学校では技術家庭科の教科書を使いながら、それから新宿区の副読本ということで、これが今現在使われているものになります。これが平成30年2月に新しくなったものですので、ちょうど1年ちょっとたっておりますので、このままでいきますと、来年度また改訂ということになってくるわけですが、先ほど支援課長のほうからお話がありましたように、実はご存じのとおり、指導要領が改訂になりまして、中学校の今教科用図書については、ことし検定が行われています。来年度が採択ということになります。

したがって、新宿区の中学校で技術家庭の新しい教科書が決まるのは来年度ということになってきます。そうしますと、実際のこの副読本につきましても、全て今の現指導要領に基づいて改訂しているわけではありませんけれども、新しく改訂された教科書に基づいて変更になった点を追記しているというふうに、担当者のほうから聞いております。

したがって、新しく新学習指導要領になっても、これが基本になって、新しく幾つか指導 要領が変わっているものがありますので、それがこの中に加わってくるとは思うんですけれ ども、先ほど西村会長のほうからお話がありましたように、実際にいろいろなところから教 科書が出ておりますので、教科書がどういうふうな形で消費者について踏み込まれているの かまだわからない状況であります。

したがいまして、新しい教科書が本として決定するという、それから来年度になればどういう教科書だということがわかってきますので、それに基づいてこういった資料を作成していったほうがよろしいんではないかなというふうに、今考えているところです。

じゃ、実際にこの副読本が使われなくなったわけではありません。実際には使えるものがたくさんあります。新しいものについては、中学校についてはもう移行措置が始まっていますので、新しい新学習指導要領で技術家庭については進めてもいいというふうになっています。それは各学校長が判断をして、教員のほうへ指示を出しているというところになります。実際に、先ほど支援課長のほうからお話がありましたように、このような金融庁のほうが出している技術家庭のワークシートがあります。これについては、新しく変わった部分が実は組み込まれているんですね。その組みこまれている部分について、これを活用することによって、これとこれを使うことによって、指導することができるというふうに判断ができま

実際に家庭科の教員にも確認をしたところ、十分活用ができるというところで、実際どういった点で活用できるかというところをまとめてもらったものがあるんですが、ちょっとそれを紹介すると時間が過ぎてしまいますので、十分に来年度についてはこれを活用すること

す。

によって、これとこれを組み合わせていけば、十分に対応できるというふうなことは言われ ております。

また、先ほどありましたように、2年ということは非常に、本来タイムリーというのもあるんですけれども、3年というふうな形をとったとしても、十分にこういった資料がいろいろなところから出ておりますので、教員の研修というものも含めながら、そういったものを興味深く確認をしていくことによって、教員の研修にもなるし、それからその中でどれが必要最低限のものが満たされているかということもわかってきますので、そういったものを提供することができますから、3年に1回の改訂でよろしいんじゃないかなというふうに、私は思っています。

以上です。

〇西村会長 ありがとうございました。

続きまして、小学校の石井校長先生、お願いします。

○石井委員 小学校の教科書は来年からということなので、ことし採択で中を見ることができると思いますが、西村先生がおっしゃっていたように、家庭科も随分新しく変わってきておりますし、小学校だとやっぱり社会科と家庭科が中心になってくるかと思います。

社会科については、3年生の地域の生産と販売の仕事を学習する内容があります。その中で、販売の仕事をよくスーパーマーケットを事例に10時間程度学習します。もう一個、農家か工場の仕事を取り上げて、10時間程度やっています。これは2つで1つの、自主生産販売の仕事という内容のくくりなんですけれども。

その中の販売の中で、今までのと基本的には内容は変わっていないんですが、新たに理解する内容に、売り上げを高めるための工夫という文言が追加されています。というのは、今までどちらかというとスーパーの売り方の工夫を調べてきて、消費者のニーズに応える工夫をしているということは、子供はつかんでくるんですけれども、最後のまとめになると、お店の人は私たちのためにいろいろな工夫をしてくれている。確かに一面そうなんですけど、それは売り上げを高めるために、生産者のニーズに応えて売っているんだというところを、本当は経済的な視点で学習すべきところが、ちょっと弱かったんじゃないかという、小学校の社会科の授業づくりの課題として上がってきているので、そちらのほうからも売り上げを高めるためというのが入りました。

それを受けて、小学校は3年生で新宿区の学習を行います。4年生は東京都です。5年生は日本、6年生は歴史や世界とのつながりというふうに対象が広がってくるんですけど、3

年生は新宿区の学習なので、教科書は必ずしも新宿区のことが載っているわけではありません。 新宿区のことはほとんど載っていません。

なので、教科書は事例のモデルとして扱いますけど、新宿区、多くの区市ではそれぞれの 区独自の副読本をつくっています。新宿区でも「私たちの新宿区」というものをつくって、 3年生の学習で中心的な教材として扱っています。

その中で、去年改訂をしたので、ことしから新しいものを使っているんですけど、今お話をさせていただいたような販売の工夫の中に、売り上げを高めるという要素を入れて改訂をしています。3年ごとに改訂なので、それを3年間使っていくことになるというのを踏まえて、新しい改訂のものを盛り込んだ副読本になっています。

家庭科については、新しい教科書をまず使っていくことが前提かなと思うんですが、現場の家庭科を教えている先生の状況を考えると、家庭科の専科の先生というのはほぼいないと思います。17学級以上の場合に、図工等が出てくるんですね。17学級以上になると、3人目の専科がつくようになります。東京都の指導で。その3人目を家庭科にするか、理科にするかというのは、学校で選べます。新宿区は17学級行かない学校がほとんどですので、ですから、家庭科専科はどの学校でもいないというのが現状です。

誰が教えているかというと、担任が教えている場合が多いです。それ以外に、時間講師の 配当があるので、時間講師が家庭科を担当している場合があります。それ以外には、新宿区 独自で区職の教員が配置されるので、その先生が受け持つこともあります。

ですので、どちらかというと家庭科の専門がいないという現状が学校現場にはあります。 ですので、そういった出前授業なんかに来てもらうと、専門的な知見であるとか情報である とかもいただけるので、有効なんじゃないかなという話題を出せていただきましたし、そう いうニーズはすごくあるんじゃないかなというふうに思っております。

実際の副読本のお話も出てきているようですけども、社会科に限っては、3年生の私たちの新宿区の中で充実を図っていく。家庭科については、早急にというよりは、状況を見据えて、今言ったような学校の実情に合ったようなものをつくっていくということが有効なんじゃないかなというふうに考えているところです。

それ以外に、セーフティー教室という、安全の教室を必ずどの学校でも行っています。その中では、防犯もあるんですけれども、最近は5・6年生はインターネット、ネットの関係のネット犯罪に巻き込まれないようにということで、そういった中でもこの消費のこと、契約のことにかかわるようなことも、警察の方とか企業の方に来てもらって、触れてもらうよ

うな機会もつくっております。

以上です。

〇西村会長 ありがとうございました。

今、教育界のほうから、支援課長、それからお二方の校長先生のお話を伺いました。ほかの委員の皆様から、消費者教育の部分について、感想やあるいは積極的なご意見等あればお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

じゃあどうぞ、的場委員。

- ○的場委員 公募委員の的場でございます。3期目になりますが、よろしくお願いいたします。 今の小学校教育のお話で、ちょっと校長先生への質問になるかと思うんですけれども、私 の息子が小学6年生でして、この間授業参観に行きましたら、小学6年生ですと、租税教室 というものがございまして、ゲームをしながら税について、またお金について学んだりです とか、あとチームに分かれてディスカッションをしていくというような場面があったんです けれども、これというのは全部の小学校が行っているんでしょうか。
- **〇石井委員** 全部とは限らないです。ご案内が来て、希望している学校に来てもらうというような。
- **〇的場委員** 出前講座でということですか。
- ○石井委員 出前講座ですね。これは租税教室なので、法人会ですかね、各支部の法人会が主催となって、税理士さんなどを派遣してもらっている教室です。新宿区では比較的実施している学校が多いと思います。
- O的場委員 わかりました。小学校の教育のことなんですけれども、きょう持ってきたんですが、エコチルという、環境教育情報紙というのがあるんですけれども、それが小学校でいつも配られていまして、持ってきたのは5月号なんですが、この中に、SDGsを知ろうという、こういったものがあって、たまたま息子が夏休みの自由研究何しようかと思ったときに、ここにSDGsが載っていたということを思い出して、今回ちょっと調べてみようかという感じになったんですけれども。

そのときに、いろいろな文献とかを子供が見ていたりとか、ネットとか情報を見ていたときに、どの資料だと一番わかりやすいかなと思ったときに、ちょうど私が持っていた、多分ここでいただいたんだと思うんですけれども、このみんなで考えよう、SDGsというこの消費生活センターで発行されているこちらの冊子がすごく見やすくて、中を見ると17の目標それぞれいろいろ詳しくカラーで説明されているんですけれども、その詳しいわかりやすい

説明のほかに、あと目標、ターゲットが何個分も書いてあるんですが、ここに考えてみましょうという項目があって、こうだったらどうなるかという提案というのが図上にありまして、これは親子一緒に考えられるかな、非常にいいパンフレットになっているので、このパンフレットがあるということを知らないということがもったいないなと非常に思いまして。

せっかくいいものですから、こういったものをどんどん配布するのかちょっとわからない んですけれども、活用できるような感じで、小学校から教育に触れていければいいかなと思 います。

以上です。

〇西村会長 ありがとうございます。

今のエコチルですか、それはたまたま的場委員の行ってらっしゃる学校で配られたという、 新宿区一斉に各学校で配っている資料でしょうかね。

- 〇的場委員 配られますか。
- **〇石井委員** 多分、学校に届いていれば配っていると思います。
- ○的場委員 必ずしも全部というわけではないですね。
- ○石井委員 新宿区や、基本的には区の名前が入っているものとか、国であるとか教育委員会とか、そういったところから来たものは無条件で配ります。営利団体の場合には、ちょっと考えて配布をするということはありますけど、公的にはそういったものは配られている、学校に来れば配られると思います。
- **〇西村会長** ありがとうございました。

そのほかにご意見ございましたら、お願いいたします。

相談員のお二方、どちらでもいいんですけれども、例えばこのことに関連して、よく私自身も聞かれるんですが、中高生等の相談というのは、実際にあるのか。あるいは、本人でなくとも、親御さんがかわって相談をすると。今ちょっとネットのお話もありましたし、成年年齢引き下げのことに関していいますと、やっぱり対象ゾーンが下がってくるので、これから先の話になりますが、どういうところの教育をして学習をしておくのがいいのか。

もちろんSDGs的な、持続可能な社会をつくるための教育内容というのも、一方で必要だということでございますけれども、一方で、いわゆる直結的なといいますか、消費者被害等の問題との関連で、何か意見をお持ちでしたらご紹介いただけますか。

○浜田委員 小学生、中学生で、今やはり一番問題なのは、オンラインゲームです。オンラインゲームで親御様のちょっと注意不足というところが大きいとは思うんですけれども、親御

さんのクレジットカードを使う、もしくは親御様が渡してしまうという場合もあるんですけれども、それで課金をしてしまって、何万、何十万というような被害があって、これはどう したらいいんだということでの、親御様からのご相談というのがたまにあります。

- **〇西村会長** なるほど。それは返金できるんですか。
- ○浜田委員 なかなか、クレジットカード会社のほうも、それからオンラインゲームの事業者のほうも、それはもう数年前からかなり多発していましたので、いろいろなゲートをつくっているんです。それを乗り越えていってしまう、うちとしてはここまでやっているにもかかわらず、クレジットカードを使って支払ってしまったんだからということで、なかなか難しいですね。
- **〇岩澤委員** 管理の責任を問われる。
- **〇西村会長** もう一度、すみません。
- ○浜田委員 クレジットカードが、あれはクレジットカード会社から貸与されている形になりますね。後ろに書いてありますけれども。それをきちっと管理していない親の責任というカード会社からは言われてしまうことがあるので、なかなか解決が難しいです。最初の1回ぐらいなら。
- **〇岩澤委員** そうですね、未成年ということで、一応やってはくれるというところではあるんですけど、ただ、未成年といっても、オンライン上なので、実際誰が使ったかわからないというところで、ゲーム会社としてはどうなんだろうなという。
- ○西村会長 それは、子供としてはのめり込んでいけばとどまるところがないですよね。ですから、それを親御さんが気づかない限り、どこまでも、それこそ何百万みたいな話にまでなる可能性もないわけではない。
- ○浜田委員 そうですね、一応与信がかかっていますけれども。ですから、1カ月に何百万はないんですけれども。
- 〇西村会長 そこまでは、与信限度額があるから。 そのほかに何かお気づきの点ございますか。 鍋島さん、お願いします。
- ○鍋島委員 うちの団体の人であって、その知人なんですけれども、ちょっと新宿区じゃない方なんですけど、中学の子が契約や何かのことで、学校でお習いになったんですね。それで、そのときにこういう事例として悪質商法みたいな、ネットみたいな、それからいろいろな事例がありますよというのをお聞きになったらしいんですね。

その子が、ご両親が共働きなので、おばあちゃんのところへ預けられて、そしたら、おばあちゃんが契約をしているというので、すごく興味を持って、それでお母さんに話したらしいんですけど。それで何かすごく、何でお年寄りなのにこんないっぱいいろんなものを買わなくちゃいけないのかなと素朴な疑問があったらしいです。そして、お母さんはびっくりして、センターに行って意外と助かったというので。

中学ぐらいになると、もうそういうお子さんのありがたいお話も出てくるものですから、 そういうことにも役立つと思うので、こちらからもそういう指導もして、そのように広めて いかないと、本当に今、認知症のなりかけのような方を狙っていますので、そういう身内か らのってとてもありがたいと思って、お聞きしたんですけど、よろしくお願いいたします。

〇西村会長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○坂井委員 一つ、先に、今鍋島さんからもお話がありましたけれども、消費生活センターに行けば、それなりに解決できる課題だという、かなり課金するとかというので、今多いよというのは浜田さんもご指摘されたとおりだとは思うんですけれども、クレジットカード会社が直接というのもあれですけども、間に大体決済代行会社が挟まっていて、いつ契約したかというのは、子供がこんなに使っちゃってといって、全部時間とか記録しているものですから、何かでも学校がある時間にいっぱい使っていると、あんたが使ったんじゃないのということもあるんですけれども。

そういう場合だめなんですが、大体子供が使っているのは、時間帯とか見ればわかりますからね。未成年者が使っていたとかというのはある程度明らかになって、その場合、1回目は許してもらえるかという話もありましたけど、そうじゃなかったとしても、未成年者が使ったんであれば、当然取り消しできるはずで、全年齢の商品があるとかないとかという話もありますけれども、そこら辺はセンターに行けばきちんと交渉していただけると。

基本的には解決するものだというふうに考えて、やっぱり相談にまずは行ってもらうと。 そんなこと言っちゃうと、解決しなかったら場合に困っちゃうけど。金額が大きければ、弁 護士のところに来ることもあるんですけれども、いろいろ少なくても来ることもあるんです けれども、それは交渉して何とかなるものだという認識を持っていただいて、早めに来ても らえれば解決しますよというのがままあるというのは、私も実際に相談している金融相談で もあることで、それがすごく今の話を聞いて、そうだよなと思いました。それは学校の先生 方にも知っていてもらう必要があるのかなというふうに思います。 その後、素朴な質問で申しわけないんですけれども、最初に西村先生から、成年年齢の引き下げのお話があってということで話が始まったんですけど、学校でちょっと今、何時間ぐらいあって、専科の先生はこのぐらいいてとかいなくてとかというお話をされていたんですけど、引き下げによって何か今までと、もちろん高校生が取り消しができなくなる可能性があるということで、ちょっと違うのかなと思いますけれども、引き下げによって今までと違う内容の指導をしたりとかしていることがあるのかなというのが、ちょっとお聞きしていてわからなかったものですから、そのあたりもし何か、ここら辺をまたちょっと今までと変えてお話しするようにしていますというのがあれば、教えていただければなと思ったんですが、その点いかがでございましょうか。

○島田委員 具体的に、全てではないかもしれませんけれども、そこに触れている教員と、触れていない教員がいるんではないかなと思います、実際にやるとすれば、社会科なのか家庭科なのか、それはわかりませんけれども、そういう話を持っていって、君たちもしっかりと今の年代から覚えていかなきゃならないんだよというふうに話をしてくれる教員もいるかもしれないし、実際に中学生ということですから、まだ先があるということもあるので、そこに触れていない教員もいるかもしれません。

それは、実態把握ができていないので、アンケートをとって確認していない限りは、その 辺はどうですということは言い切れない部分があります。私は日ごろから、うちの先生方の 授業を見にいきますけども、そこにちょうど当たるかどうかというのは何とも言えないし、 たまたまそういう話を事前に伺っていれば、どうなんですかということで確認とることもで きているという現状ですね。

ただ、家庭科の先生の話ですと、今の学習指導要領では、クレジットについては外されていて、前の指導要領では入っていた。今度新しい指導要領で入ってきたということは、だんだん子供たちもそういうふうな形で使うことが出てくるだろうということもあって、そういうおそれもあるだろうから、多分入ってきたんではないかなということも、ひょっとしたらあるかもしれないです。

とにかく、先ほどのカードの話ではないですけれども、現実問題、いろいろな中学校では クレジットカードではなくて、親御さんのやっぱり管理が悪くて、キャッシュカード、幾つ かの銀行のキャッシュカードをそのままたんすか何かにしまっておいて、ものは試しに暗証 番号を入れてみたら通ったと。全て何枚かのカードがみんな暗証番号が同じだったものです から、最終的には100万円単位で全部下ろされてしまったということで、親自身も非常に困 って学校のほうに相談にきて、出してしまったものはしようがありませんので、結果的には 子供の指導だけではなくて、親御さんの管理というものに関して徹底をしてくださいという ことは、警察のほうからお話をしたということは聞いてはいます。

それから、ちょうどいい機会なので、中学校のほうも、家庭科の専任は12学級以上じゃないと専任がとれないんです。新宿区の場合は、12学級以上あるところは少ないものですから、新宿養護を入れて11校中学校があるんですけれど、大体今の段階で家庭科の専任がいるところは5校しかありません。これについては時間講師ということで、時間講師が来られるという現状になっています。

専任の場合ですと、いろいろな時間のやりくりが学校内でできますので、例えばいろいろなことがあって時数が足りなければ、ほかの教科の先生からもらったりとか、またいろいろな活動の中で少し調整をすることによって、大事なことを補っていくことができるんですけども、時間講師の先生はいろいろな学校を1日の中で動いたりとかしますし、限られた時間の中で基本的に教科書をやっていく、それから家庭科の場合には実習が、調理実習であったり被服実習であったりとか、消費者教育以外にも結構やるものがあるということなので、限られた時間の中で動いていってしまいますから、どうしても時間的な制約が出てしまうので、なかなかこういった副読本ということは、十分利用はしていただいているようなんですけれども、なかなか難しい部分があるというのは現状です。

だから、本当に教科書を中心にしていきながら、そこで足りないもの、それから非常に大切なものを先生方に提供していって、それをしっかりと子供たちに指導していくのが非常に大事になってくるんじゃないのかなというふうなことも、私自身も思いますし、実際に専科の先生方からもそういう話は聞いているところであります。

〇西村会長 ありがとうございました。

きょうは先ほど消費生活就労支援課長からもお話あったように、委員の予定だった荒井先生がお亡くなりになって、おみえになっていませんが、荒井先生とよくお話をしたこともございまして、高等学校の場合ですと、差し迫った問題ということで、弁護士の方や司法書士の方を教室にお呼びして話をするとか、そういうことは、学校にもよるとは思いますが、しばしば行われているようでございました。

先ほど、副読本の話とか研修の話とかということに関して、教育支援課長、校長先生から もお話ありましたけども、働き方改革ということで、教員の忙しい時間を少しでも少なくし なくちゃいけないとか、そういう流れで研修講座が減るとか、副読本の作業の時間を少なく するとかというところが多分あると思うんですね。

一方で、やらなくちゃいけないことはたくさんあって、それのジレンマの中に現場の先生 方がいらっしゃるというのは大変想像がつくので、緊急にわかに取り組まなければいけない 問題ということで、恐らく優先順位をつけてやっていく以外ないんだろうなという気もいた します。

私自身も、ちょうど来週、たまたま教員免許の更新講習というのがありまして、それを多 摩川大学と国民生活センターがタイアップしてやるものを担当させていただくんですが、や はり消費生活相談員の方にも参加していただいて授業をしていただくというような取り組み でやっていく構成にしているところであります。

消費者教育につきまして、もう1点、協議事項の2としまして、消費生活展ということが ございます。

こちらのほう、第39回くらしを守る消費生活展の実施ということで、これにつきまして事 務局より概要の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 それでは、資料7をごらんください。

第39回新宿区くらしを守る消費生活展事業概要という資料になってございます。

消費生活展は、新宿区では隔年で開催しておりまして、消費生活展を開催しない年はシンポジウムを開催しております。今年度は消費生活展の開催の年になっております。目的のところに、1番のところですが、記載しておりますが、消費生活展は、消費者団体やグループの日ごろの活動の成果を発表する場として、会場を西口の広場のイベントコーナーでやっております。いろいろな年代の方が楽しみながら学べる生活展ということでやっております。

今年度につきましては、令和2年1月17日と18日に開催をさせていただく予定になっております。

展示の内容、8番ですけれども、パネルの展示、各ブースで、団体の方たちにパネルの展示をしていただくということ、それから資料配布、クイズラリーなんかもやっているんですけれども、あとお野菜の販売ですね、そんなこともやっております。

また、9番ですが、ステージイベントのほうもやっております。

この消費生活展なんですけれども、毎年テーマを決めて開催しております。昨年度の消費生活シンポジウムのテーマは、先ほど染谷のほうからご紹介させていただきましたが、SDGs、持続可能な開発目標がテーマになっておりました。この今回の消費生活展のテーマは、これから実行委員会で決めていくんですけれども、もし皆様方からテーマですとか、普及啓

発したいことなどについてのご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。 以上です。

〇西村会長 ありがとうございました。

消費生活展につきまして、ご意見等があればお伺いしたいと思いますが。

もしよろしければ、鍋島委員から、消費生活展に関する何か、こういうことを啓発してい きたいとかということがございましたら。

○鍋島委員 ずっと私たち新宿区消費者団体連絡会は、この消費生活展には実行委員として出まして、いろいろお世話になりながら、隔年でやらせていただいております。西口広場の物産展とかやるイベントコーナーを2日間お借りして、時期がちょっと悪いんですけれど、ここはなかなか借りられないので、2日間となると。東京都でもやるんですけど、東京都は時期がいいので、10月ぐらい、だからこちらでもそのぐらいでやりたかったのですが。

やはり皆様の必要なところを区民に知らせるイベントはとてもいい好機で、予算的にも相 当確保してくださっているんですが、それとステージもできまして、そのステージ発表もあ り、大学や小学校のほうでもご協力いただいてステージ発表を行っていただいたりと、毎年 いろいろな方々に歓迎していただいています。

ここの地域協議会は、東京都で立ち上げるように言ってきたときには、新宿区も手を挙げていただいて、、ほかもまだそんなに立ち上がっているところないのに、西村先生のご尽力もありまして、本当にこのまま続けていただいて。後で出るんでしょうけど、安全法もかかわりますので、区民でまだまだ被害が多くて不安な方々、そしてセンターを知らない方々、それから、中学のほうでこんなに一生懸命やってらして、福祉関係とか、去年から警察のほうが私たちと一緒に舞台でミニコントを発表していただいて、警察の方がそんなにご熱心ですかというようなことをおっしゃっているぐらい、皆さん知らないので、ぜひ皆様方のとても良い取り組みを発表していただけたら、区民もありがたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

〇西村会長 ありがとうございます。

今発表ということがございましたですけども、昨年度消費生活シンポジウムのときには、 戸塚第二小学校でしたかね、元気な子供たちのすばらしい発表も見せていただいたことがご ざいました。今回、四谷小学校さんからの発表があるということで、どんな形か、ご紹介い ただければ。

〇石井委員 私がこの委員に入ったからではなく、その前からお声かけいただいて、発表する

ことになりました。内容につきましては、環境シンポジウムを区のほうでも行っておりまして、そこで考察された内容です。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、都市鉱山というんでしょうか、携帯とか小型家電を集めて金メダル・銀メダル・銅メダルをつくるというプロジェクトがありまして、それについて子供が4年生の社会科でごみの処理の学習をします。リサイクルの学習もするんですけど、その中で新宿区で小型家電を集めようということがきっかけになって、そういうプロジェクトがあるんだったら協力しようということで、子供たちが保護者にお手紙を配って、携帯電話を集めさせていただいて届けたという、そのプロジェクトの取り組みの紹介を、プレゼンを使ってする予定です。

聞いたところでは、単体の小学校で集めた中では日本で一番多かったということなので、 発表させていただこうというふうになっています。

- **〇鍋島委員** とてもいい発表でしたね。
- **〇石井委員** そうですか、ありがとうございました。
- **〇西村会長** それじゃ消費生活展も楽しみにさせていただきたいと。
- **〇石井委員** 中身はちょっとわからないですが。
- **〇西村会長** ありがとうございました。

何か消費生活展に対して、松井さん。

○松井委員 公募委員の松井でございます。テーマではないんですけれども、昨年のしおりでも教えていただきましたように、すごく参加者が多かったマイクロプラスチックの件につきましては、皆様とても関心のあることだと思うんですね。ミニ講座みたいなものを催されると、もしかしたらいいのかなというふうに思っています。

と言いますのも、2月21日木曜日に実施なさっていたので、参加できた方は本当にお勤め の方とかではなかったと思います。今回は金曜日、土曜日ということなので、あらゆる層の 方に聞いていただけると思います。

長い時間はなかなか難しいとは思いますので、もし可能であれば短い時間にコンパクトにしてというのもよろしいのではないのかなというふうに思いました。

以上でございます。

〇西村会長 ありがとうございました。

それは、消費者教育の部分については、このぐらいで議論を閉じさせていただいてよろしゅうございますか。

もし最後に時間が余りましたら、何かご質問等があれば、また改めてご発言いただきたい と思います。

それでは、2番目の消費者安全のほうに移らせていただきます。

初めに、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りということにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料8をごらんください。

消費生活上特に配慮を要する消費者の個人情報に関するガイドラインというものでございます。

このガイドラインは、前期の協議会で議論をしてできたものになりますが、高齢者や障害者などの消費生活上特に配慮を要する消費者、消費者安全法上の言い方になるんでけれども、こちらの方々の効果的な見守りや消費者被害からの救済について議論をしていった中で、こちらのガイドラインが策定されたということになります。

そのあたりのことにつきまして、資料5の論点整理の文書のところにも記載がございます ので、資料5をちょっとごらんいただけますでしょうか。

資料5を1枚めくっていただきまして、2枚目の2番、消費者安全の確保についてというところでございます。そちらに、「本協議会は、改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会として位置づけられたことを踏まえ、深刻な消費者被害に遭いやすい高齢者や障害者等を守るための取り組みについて議論を重ねてきた。

消費生活上特に配慮を要する消費者については、悪質商法被害防止ネットワークの枠組みの中で関係機関が連携して見守りを行っており、見守りに必要な個人情報は本人同意を得た上で関係機関が共有しているが、ごくまれに本人同意を得ることができずに、関係機関で情報共有ができないために連携した見守りができないことがあった。そのため、本協議会では、本人同意がない場合の個人情報の共有が大きな論点となった。

議論の結果、消費生活上特に配慮を要する消費者の個人情報取扱に関するガイドラインを協議会として定め、高齢者総合相談センター、社会福祉協議会、消費生活センターの三者間で見守りに必要な個人情報を、消費者安全法第11条の4第3項に基づき、本人同意がなくても共有できることとした」、というふうに記載がございます。こちらが資料8のガイドラインができた経緯になります。

それでは、資料8のほうにお戻りください。

1の目的でございますが、消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止、

早期発見、拡大防止を図るため、消費者安全法の規定に基づき、消費者安全の確保のための取り組みを行うということで、この目的のために必要な個人情報については、本人同意がない場合でもこちらのガイドライン4に記載されている(1)消費生活センター、(2)高齢者総合相談センター、(3)新宿区社会福祉協議会の三者で、個人情報を提供し合えるというのがこのガイドラインの内容となっております。

ガイドライン2番の、消費生活上特に配慮を要する消費者の定義でございますが、独居または高齢者のみの世帯であるなど、相談できる同居の家族等がいない高齢者(65歳以上)または障害者(知的障害、精神障害の方など)で、判断力が不十分なために、消費者被害が切迫していたり、繰り返し被害に遭っているなど、消費者被害に遭うおそれが高い消費者となっております。

昨年度の協議会で議論していただいた結果、このような定義となりましたもので、この定義に当てはまるかどうかというのを、このガイドライン2枚目につけておりますが、チェックシートのほうを用いて判断をすることになっております。このチェックシートは、本日はお配りしていないものなんですが、マニュアルというものがございまして、昨年度第2回協議会で承認されたマニュアルの中の様式になっているものでございます。

このガイドラインに基づく取り組みでございますが、ことしの4月から本格実施ということになっているんですけれども、現在のところ実績はないという状況になってございます。 事務局からの説明は以上になります。

〇西村会長 ありがとうございます。

今ご報告いただいたように、昨年熱い議論をしていただいたところでございますけれども、この仕組みを実際に活用した事例がなかったと。本施行がこの4月からということになっているわけですが、今回、きょうおみえの社協さん、あるいは高齢者総合相談センターさん等々から、ちょっとお話賜ればと思うんですが、最初に吉村さんからよろしいですか。すいません、お願いします。

○吉村委員 今、課長のほうからご案内があったように、これに基づく情報の提供というものはございませんでした。ですが、さまざまなケースございますので、高齢者総合相談センターとともに、支援するケースが多いのですけれども、被害の懸念があるような状況があれば適宜ご本人との同意を得ながら、情報共有を図りながらというところで今やっているところです。

特に深刻なものとか、ご本人が同意が得られないというようなケースは今のところないと

いうことです。

〇西村会長 ありがとうございます。

伊藤さん、いかがですか。

○伊藤委員 高齢者総合相談センターとしましても、こういう被害の相談が入ったときは、支援をそこからスタートしますので、極力ご本人にはこれからいろいろな不利益をこうむらないようにという話をしながら、信頼関係をつくりつつ、本人の同意を得ることを第一選択として、見守りを進めています。

今回はこのシートを幸いにも使わずに済んだというのは、やはり地域の中で一緒に見守り、 そして各種見守りをさせていただいたり、ケアマネジャーや事業所等々で、すでに申し伝え て、ネットワークを駆使しながら見守りができたというところもあるかなと思ってはいます。 適宜消費生活センターのほうにもアドバイスをいただいたりしてやっているので、今のと ころ本人が無理無理渋ってとかというところは、私が所内でいろいろなケース会議をやって いる中では見当たりません。そういう人というのは、自分が被害に遭っているというところ の認識がなくても、ほかのことで困っていたりもしますので、そこからいろいろはいってい きますから、これは今のところ使わずとも支援はできているというふうなところです。

〇西村会長 ありがとうございます。

たまたま最近出たもので、警察庁のデータを見ますと、いわゆる振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害金額の推移なんてところを見ると、過去7年間、毎年300億を超えているんですね。それが失われていると。それはどういうところに使われる、最近何か吉本興業の話にも時折出てきますけども、そういったかなり社会問題化が大きくなる中で、もちろんこちらのほうは被害対策といいましょうか、未然対策ということで手厚い個人情報の共有というふうなことの策をとって進めてきているというところになるわけですが、一方で、実際の被害の部分というのを、消費生活センターさんのほうに伺ってよろしゅうございますか。

○浜田委員 先ほどうちの課長からのお話もありましたとおり、このシートを使ってということは、幸いなことにも、今のところはなく、コミュニケーションをとりながら同意を得てということで見守りの中に入っていったというケースが、今のところは推移しています。

ただ、これができたことによって、私たち現場としましても安心感がありますので、いざ となったらこれを使ってというような安心感がおかげさまで持てるようになりました。あり がとうございます。

このシートについての問題点も今のところ事例がないので、特に問題なく、今度もしこれ

が起きたときには、このまま使って、それでどうなるかというのは、ちょっとやってみない とわからないんですけれども、今のところは問題ないかと思っております。

ただ、今回ちょっと事例としてお持ちしたんですけれども、この中にあります判断力が不 十分だというところがあるんですけれども定義の中に、最近なんですが。

〇西村会長 この資料9ですか。

○浜田委員 いえ、まだそこまでではないです。判断力は問題がないんですけれども、スマートフォンとかパソコンを使う70代後半から80代、いわゆる後期高齢者の方々が、いわゆるアクティブシニアというんでしょうか、かなり積極的にパソコンやスマホを使いこなしはされるんです。そのことによって、いろいろなトラブルが最近起きてき始めています。

ネットを使うことでいろいろな情報を得ることになったり、知的好奇心が刺激されて、よりアクティブになってきているんです。またお時間もたくさんお持ちの年代なものですから、かなり積極的におやりなると。

ただし、情報リテラシーがかなり低いですので、安易にメルマガに登録をされたりですとか、SNSとか迷惑メールでも、見知らぬ相手からの書いてあることを全くうのみにして信じてしまったり、それから、ネット広告のこれがいいに違いないので申し込まなきゃとか、それから、さらには老後を、この間2,000万円問題も出ましたけれども、老後の資金が心配だということで、ネットを使って少しでも老後の資金をふやせればということで、投資詐欺被害などに手を出されていくけれども、ご本人がそういう詐欺被害に遭っているというご認識がほぼない方がほとんどです。

ですので、そこであるときになって、これってちょっとおかしいかなみたいな感じでご相談、それから周りの方が心配して、ちょっと様子がおかしいので、話を聞いてほしいということでお連れになるケースなど、最近散見されるようになりました。

今、これからご案内するのは1件、つい最近相談対応が終わったものですけど、今現在も相談中の事案が今1件ありますし、ここ数カ月で複数件、やはりそういう同じような70代後半から80代にかけてのアクティブシニアのネットによる詐欺被害のお話をちょっと事例としてご紹介したいと思います。

○岩澤委員 それでは資料9についてですが

まず、相談概要ですが、「2億円を支援する」とメールが突然届き、返事をしたところ、 サクラサイトに誘導された。そこで、2億円を受け取る手続きに必要と言われるままにポイント購入を続けたという事例になります。 浜田相談員からも話があったように、アクティブシニアなので、いろいろなサイトへのアクセス能力はあるけれども、ちょっと情報リテラシー的な活用能力が低い。今回のサクラサイトも以前にいろいろとアクセスしたところから情報が流れたのではないかと思われるところもあり、今回の事案だけでなく、今後の被害につながるのではないかという懸念があります。現在の被害は少額だったり取り返せたりできていますが、積み重なることによって、また被害回復しようとして、不動産投資なんかの大きな被害につながるおそれもあると思われます。

だんだんと判断力が低下し始めたときに、一気に被害が大きくなる可能性があるという心配は、こういうアクティブシニア系の方には多くみられる特性としてあるんじゃないかという問題点も見受けられました。

課題として、本人に被害者意識、問題意識がないので、本人からの相談につながりにくいんですね。判断力の低下がみられず、先ほどの資料8の消費生活上特に配慮を要する被害者の定義の、同居の家族がいなくて、消費者被害が切迫していたり、繰り返し被害に遭っているなどの状況もある、消費者被害に今後も遭うおそれが高いというのもあるんですけれども、判断力が不十分という要素に当たらず、消費生活上特に配慮を要する消費者の定義に当てはまらないため、本人の同意なしでの情報提供がちょっとできないということがあります。

情報提供できないと、高齢者総合相談センターと連携しての見守りが難しい状況であり、 また高齢者総合相談センターなどと協力して家族と連絡をとることもちょっと難しくて、家 族に連絡をとって、ちょっとこういうことをやっているようなので気を付けてくださいねと いった見守り強化につなげることもすごく難しいというところの事例になります。 (事例の 内容は一部省略しました。)

〇西村会長 ありがとうございます。

2億円支援するという、それに引っかかっちゃったということなんですね。考えようによっては、それに引っかかること自体が、もう既に判断力が低下しているというふうにも拡大解釈できそうにも思いますね。

ですから、もちろんこの方が悪いといったら失礼だけれど、判断力を欠いていた。常識的に考えれば、2億円支援する人なんて普通いないわけですよね。2,000万でもいないかもしれない。200万でもいないかもしれない。何のいわれもなく支援してくれるなんて、私もアクティブシニアになっていますから、他人事として考えにくいところがありますが。

こういう問題に対してどこまで立ち入っていけるかというところなんか非常に難しいとこ

だと思うんですが、皆さんのご意見伺いたいところだというふうに思います。

とりわけガイドラインで先ほど課長からご説明あったように、本人同意がない場合の個人情報共有の仕組みということで、ただいまの事例等を参考にしながら、意見交換をいただきたいというふうに思います。

日ごろのご活動の中で消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りの仕方、こういった点についての現状あるいは課題というようなことについて、共有をしたいと思いますので、どうぞ率直なご意見をいただければありがたいと思います。どなたでも結構です。お気づきの点ございましたらどうぞ挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。 どうぞ、伊藤さん。

○伊藤委員 西村先生が言われたように、これは私見ですけれども、私だったらちょっと判断力、若干、ちょっと認知症ではないけれども、もしかして若いころから知的な何か問題があって、正常な判断をしにくかったり、電話を掛けたりすることによって、自分の興味のあることにがっと集中していろいろなことができるけれども、いろいろなことをバランスをとりながら物事を判断していくことができない人っていっぱいいますね、このセンターのお話で。そういうふうに広く逆に捉えて、どういうふうに網を広げるのというところはありますけれども、広く捉えて、低下はしていないけれども、リスクとしては高いという判断をここに盛り込んでもいいのかなというのは、ちょっと考えました。

ただ、一方で、センターのほうに来たときに、センターとして何ができるか、過去に相談歴何なりがあったとして、最近の様子はどうかなということで飛び込みで訪問することはできるかもしれない、様子を見るとか。ただ、何も歴がなかったり、その人に関しての情報がなければ、家族と連絡をとったりするということもなかなか難しい。逆にあっても、お父さんちょっと引っかかっちゃっていますと、ダイレクトに言うのもまたすごく難しい。

けれども、お互いに情報を情報として持ち合えるという利点を生かすなら、広く捉えるというならありなのかなというふうには考えます。でも、いますよね。

○浜田委員 2億円もらえるって、高齢者の方に限らず、もっと若い方、もちろん高校生なんかにもこういうメールって行くんですけれども、逆に高校生なんかのほうが、俺は5億円、俺は10億だとか自慢し合うぐらい、彼らのほうがわかっているんですが、まだでも40代、50代でも、結構真顔な感じでお金がもらえるということで入ってしまったというケースも結構あるんです。

この方たちは、私は判断力はあるんだという認識が非常に強い方たちが多くて、高齢者総

合相談センター、高齢者支援課、「高齢者」というのがついていると、私はそこはもういいから、大丈夫私はという方がすごく多いんですよね。拒否反応ですかね。

かなり高齢者とついているところに反応があり、説得するのに数カ月ずっとコミュニケーションをとり続けて、やっとつなげたという方もいらっしゃいましたし、仮にこのシートを使ってつなげたとしても、多分高相さんとかからアプローチがあったときにも、私は関係ないというふうになるのかなという気はするんですが。

- 〇西村会長 伊藤さん。
- **〇伊藤委員** 最初はそうだと思うんです。ただ、情報として蓄積があるということは、後々大きなメリットを呼ぶんじゃないかなというのをちょっと感じました。
- 〇西村会長 鍋島さん。
- ○鍋島委員 本当に、さっきおっしゃいましたけど、アクティブシニア、その辺が判断力がとてもまじめでいらっしゃるので、それと自分は何でもできる、大丈夫という信念があって、男性さんが多いですけど、ご相談の段階としていろいろお話聞いても、何もご相談にならないで、1人でやってしまって、奥さんが心配して私たちに話すというふうな例が出ていて、それで今、ここを見ると、60代の被害がふえていますよね。そういうところにあらわれているのかなと思ったんです。

やはり、資料4の新宿区地域協議会のこの図の中の、小さくここのところに消費生活協力 員というのがありますよね。ここの方、皆さん、私もこの件について、消費者庁のご担当の 待鳥さんという方と、この間も区の方に来てお話いただいたんですけど、話しましたら、も う本当にそういうところで、このような人にしていくのよということで、消費者庁もこの安 全法に基づいてこれと同じような図をつくってらっしゃいますよね。

協力員というのが高齢者だけじゃなくて、いろいろなところで情報を上げていただいて、 お名前を出さなかったら、ここの地域のこういうところというのだけでも、わかれば違って くるし、その方が困れば絶対その方の名前がなくても、届けていただかなくても、イヤヤと 教えたり、消費者センターの188の番号を教えて、消費者センターに行ってもらうだけで も、このひどい詐欺だとかオレオレ詐欺だとか、少しは減るんだからというような、とても 真剣で、課長さんもいらしたんですけど、本当に消費者庁がこんなに真剣なのかと思ってび っくりしているんですけど。

だから、やっぱり自分の力でないとだめなんじゃないかなと。私も地域の見守りをお世話になりながらやっていますけど、本当に見守りしていると、いろいろなご相談も出て、それ

で、ちょっとおかしいなと思ったら、私も消費者センターにいましたからというと、それで、 どなたかご相談する方はというと、意外とこの人なら一緒にセンターに行ってもらえるとい うことを言われる方もあるんですね。

だから、これもとてもありがたいんですけど、もうちょっと地元の人たちの手を借りて、 やはり生活協力員、やはりやみくもにやったら被害を受けると思うんですね。私も調停員と かやりましたけど、こういうものは範囲を決めてやらないととても危ないので、そういう点 でもやっぱりこの協議会は生きてくるなあと思って、ありがたいという気がいたしまして。

〇西村会長 被害防止のネットワークの話、もう一つ別枠でちょっと議論する予定はしてございますけども、ありがとうございます。

今の配慮するかしないかという話、判断力があるかないかというようなところで、こういった被害が拡大しているんだろうというふうに思いますが、弁護士の坂井先生、こういった被害の状況などについてご知見がありましたらご紹介いただきたいと思いますが。

○坂井委員 割と、先ほどちょっと話しかけましたけど、サクラサイトとかの話なんかについては私もたくさんやっているものですから、事案についてってというのとは、またネットワークとは別に話があるというので、事案についての話をちょっと簡単に感想を申し上げますと、2億円支援するといって、皆さん私だったらだまされないよというお話があったんですけど、これというのは、もう1,000件、1万件、場合によっては10万件とか起きてるぐらいの今警察のほうの方から、そうだよなというような顔で、中で、たまたま当てはまっちゃった人とかというのがいると。

1回信じちゃうと、こんなばかなことでだまされないだろうというのも、結構人間ってその後無制限に受け入れちゃうものですから、多分みんなここにいる方も全員だまされる可能性があると思っていたほうがいいんじゃないのかなと。

要するに、なぜそんなことを言うかというと、私の相談者の中には、一部上場の企業の社員だとか、あるいは公務員、警察官も除くことはないんです。こんな方の相談というのも実際にあるものですから、どんな方でもだまされることはあるというふうに思っていていいんじゃないかなというふうなことですね。

ちょっと時間があんまりないので、この中で私じゃないとしゃべれないだろうなということでお話ししますと、被害回復する弁護士というのは、これは行政書士の方、被害回復をうたって注意みたいな、国民生活センターなんかでも注意が流れたものがありましたけれども、弁護士も実際に被害回復できますよと広告を出している弁護士も実際に存在していてあれな

んです。

こういったものは、実際は結構やっぱり自分たちも変なことをやっているということは、 向こうもわかっているものですから、レベルにもよりますけれども、消費生活センターが入 ったりとかして解決していく、あるいは弁護士が入ったりとかして解決していくというので、 実際結構、8万円とか返してもらえたんだろうとか思っているかもしれないんですけども、 1,000万とかで返ってきた人がいて、それを全額返金してもらえる事例というのもかなりあ るんですね。

基本的にはきちんとした弁護士に適切な時期に当たれば、全額これは解決できるものだという認識でいていただいたほうがいいと思うんですよね。ただ、ちょっと遅くなっちゃったりとか、特定が難しかったりとか、電子マネーとか、そもそも誰が使ったかわからないとなっちゃうと難しくなったりとか、場合によってはちょっと難しいことがあるので、それはなるべく早めに相談してきていただくのが重要なので、あと会社が潰れちゃったりとかして、返すお金が返せないでという話があるので、それは早めに来ていただくのが重要だと。

実際、宣伝している弁護士というのはどんな弁護士なのかというと、結構今裁判とか相手の会社を訴えるというと、向こうにも代理人がつくんですよね。昔はそんな変な会社に代理人つかなかったんですけど、やっぱり最近は若手の弁護士と言っちゃ悪いのかな、いろいろな弁護士がいて、やっぱりそういうのについてしまう先生もいるんですよね。

私としてもこの先生こんな人じゃなかったのにという人がなっているとかって、そういうほうへ行っちゃうというようなのも見ているものですから、やっぱり確かにそういう怪しい弁護士とかもいたりとかするので、相談するところはやっぱり考えたほうがよくて、消費生活センター、消費者センターに最初に行くというのが大事なのかなというふうには思っています。

あとは、なかなかアクティブなシニアだと難しいというお話はまた次の話だと思うので、 ちょっととりあえず事例のお話だけ私のほうから。

〇西村会長 ありがとうございました。

後藤先生、今回依頼内容について新しい動きをつくったわけですけども、運用等も含めて、 何か今後の課題というか、ご所見をご発言いただければと思いますけども。

○後藤副会長 先ほどのご発言の中に出ていましたけど、判断力が不十分なためにという部分で、やはり広く解するという方向で考えないと、うまく適用していかないんじゃないのかなというふうに思います。

この事例を見ると、相談概要のところで、3カ月前、お金に困っていたところという、このお金に困っていたという事情がまずあって、いろいろと調べて、2億円支援するとメールが突然届いたと。2億円というと、そこに目が行きますけども、本当に2億円と思っていたかどうかというのは、そうではなくて、むしろ一番の眼目というのは、幾らかでも支援してもらえるというふうに思ったので、ある意味それに飛びついたということであって。

そういう意味から言うと、通常の例えば認知症というような状況の判断力がないというものとは別で、一般の判断力はある可能性もあるわけですけども、ただ、こういう場合にやはり困窮状態につけ込むというような、法律の世界でも非常に悪質なものだとして契約を無効にするとか、そういうようなことが考えられてきたところであって、そういうようなところを何の手だてもできないというようなことになるのが、非常に問題だというふうに思います。そういうことから、判断力が不十分なためというのだと、認知症とかそれに類するというようなことに限定しないで、全く判断力が正常な人であっても、一定の状況であれば同様に判断できないということは、誰にも当てはまることであるので、そういうようなものも柔軟に考えて、適用していくというような方向が望ましいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

〇西村会長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと残り時間が少なくなりまして恐縮ですが、最後の消費者安全の2番目の、既にもうお話が出ていますが、被害防止のネットワークの取り組みについて、残された時間で少し議論をさせていただきたいというふうに思います。

最初に概要の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、また資料3の、桃色の冊子の新宿区の消費者行政の22ページになります。 お開きください。

新宿区の悪質商法被害防止支援事業を説明させていただきます。

こちらの事業は、平成17年10月から潜在化しやすい高齢者等の悪質商法被害を早期に発見 し、迅速なあっせん交渉を通じて、被害の回復を図るとともに、次々販売による二次被害を 防止する点に主眼を置いて、次の内容を中心に事業展開を行っています。

まず1つ目に、悪質商法被害被害防止ネットワークの推進ということで、高齢者の生活に 密着したサービスを行う事業者さんや介護保険事業者さん、民生委員さん、高齢者総合相談 センターや保健センターなどの協力を得てネットワークの推進を図っています。ネットワー クのイメージ図は次のページになりますので、ちょっとごらんください。このような関係で、 ネットワークのイメージ図ができます。

2点目として、悪質商法に関する研修を実施しております。この研修については、ネットワークの事業者を中心としました連絡会を開催しまして、その中で悪質商法による被害を早期に発見するための悪質商法の手口であるとか、発見のポイントを中心にした研修を行っているところです。また、高齢者への啓発としまして、高齢者クラブや高齢者給食サービスのグループなどに出前講座を実施する取り組みを進めているところです。

また、3点目としまして、訪問相談を実施しております。ご相談の内容によってはセンターにお越しいただく、またはお電話いただくだけでなく、必要に応じて高齢者や障害者の方のお宅へ相談員が直接訪問し、相談に当たっています。平成30年度の実績としまして、このネットワークに参加している事業者は89事業者、ネットワーク研修会については11月5日に開催しました。

また、ネットワークを通じて見守り新鮮情報、国民生活センターで発行している注意喚起情報ですけども、この見守り新鮮情報やそのほかネットワークを通じて寄せられた情報などをメールなどにより事業者さんに配信しております。それが年間35件の配信を行っているところです。

以上、悪質商法被害防止事業の概略を報告させていただきました。

〇西村会長 ありがとうございました。

高齢者、障害等の被害の未然防止、被害拡大の防止・救済ということでありますが、さまざまな関係主体のネットワークの取り組みいろいろあるわけでありますけども、先ほど坂井弁護士からちょっと発言もありましたので、今度はネットワーク関連ということで、話をいただきましょうか。

○坂井委員 実は先ほどの発言は、ネットワーク関連というよりは、ちょっと一つ前のものなので、ここでまたちょっと時間も今日ないので、なかなか、時間が余ればその点一つさせてただければと思うんですが。

今ぱっと見て、やっぱりアクティブシニアだけじゃなくて、アクティブな人でもそうでもない人、脆弱な消費者、後藤先生でしたらよくご存知なのでしょうけれど、バルネラブルとか、よくそういった脆弱なというような言葉で表現するかと思うんですけれども、社会の中でも自分で行けない方がいて、訪問相談なんかは絶対必要だろうというような話はよく出てくるところで、弁護士会の中でも出張して相談するというのが必要なんじゃないかと、今ま

でみたいに箱で待っているだけじゃだめなんじゃないかというようなことを言われているんですけど。

ちょっと私この、4回あったということで、4件とか何かこういうのがあるのかなと、先ほど今お話の中で1つあって、それだけ先にお聞きしたいなと思うんですが。

- 〇西村会長 じゃ、その消費生活相談員の方。
- ○浜田委員 基本はこちらにお越しいただくんですけれども、おみ足が悪かったりとか、それから例えばお布団のように、布団の次々の契約をされてしまってそれを持ってこれないというような状況の場合、それから住宅リフォームですとか、そういうのはもう持ってこれないので、私たちのほうから出張をして、この布団ですとか、そこで契約書を拝見するとか、こう判を押しましたというところを確認させていただく。
- **〇西村会長** そのときは、相談員さんが留守になるわけですよね。センターの。
- ○浜田委員 相談員は常時4人から5人いますので。
- **〇西村会長** そうか、複数いるから大丈夫なんですね。
- **○浜田委員** はい。相談員と職員とで、もしくは高相センターさんのほうと一緒に行っていた だいたりということで対応しております。
- ○坂井委員 ありがとうございます。ちょっと私も前に相談員の方に聞いて、実際に行くこともありますと。ちょっと聞いたのはかなり数年も前の話だったのであれなんですけど。そのときに、情報とかはどうするんですかというようなことで、いや、事実上話ができる場合もあるし、たまたまそういうことをやる場合もあるけれども、やっぱり確かに情報の問題、福祉の問題、なかなか連携が難しいというお話も伺っていて、今回、さっきの話で出てきた個人情報取り扱いのガイドラインなんかがかわってできたということで、すごくいいなと。

ちょっと横断的な話になっちゃうんですけれども、私、基本的に消費者も専門ではあれなんですけれども、高齢者と障害者の後見とかのことを今割とやっていて、成年後見のほうで権利擁護ですかね、福祉行政で言えば権利擁護のためにそういった手段を使っていくんだというふうな話の中で、成年後見を積極的に制度を使っていこうということで、利用促進法というのができて、それに基づいて計画を立てて、福祉行政について進めていくというような話さっきあって、すごく社協の方とかがかなり苦労されるんじゃないかなというような感じはあるんですが。

区のほうも大変だなというのがあるんですけれども、やっぱりその中で情報について、この人が後見になっているような状態なのか、後見人がついているのかとか、そういったこと

についてどうするかと、取り扱うというのが今話題になっているんですね。

要するに、誰がそういった支援の必要な人なのかという情報について、なかなかそういったものは本人も言ってほしくなかったりとか、多分するだろうということだったりとかして、なかなか取り扱いが難しいなと。

ただ、やっぱりそういうのはやっていかないと、利用が進んでいかないということで、今までは、ずっと昔は行政で措置でやってあげるだとか何とかというのでやっていたんだけども、本人の意思を尊重しようというようなところに来て、さらに今度また最近の流れとしては、本人の意思も大事なんだけど、やっぱり助けなきゃいけない人もいるだろうというような方向に流れていると思うんですね。

それから考えると、今そういうことを後見のほうで議論しているような段階、情報の何とかということでは、最高裁と日弁連とかで話をしたりとかしているような段階だったりとかするんですけれども、その中で、新宿区のこういったガイドラインとかあるいはネットワークについては昔から一番先進的に取り組んでらっしゃるから、多分これも一番最初に考えが出てきてるんだと思うんですけれども、すごく先進的な取り組みをしているなと思って。

私、きょうのお話をいただいたときに、すごく感動したというか、すごく先に進んでいるな、これをどんどん使っていければいいなと思ったんですけど、現実的にはなかなかケースの問題というような中で、すいませんちょっと取りとめがなくなってしまったかもしれませんけれども、これどんどん促進していっていいような話だと思うんですね。

多分今までお話の中で聞いていると、議論の話を聞いていると、たまたまこれを使わなくて済んで、皆さん非常に一生懸命説得して同意してというような感じのニュアンスで、やっぱり本人意思がないとというようなことで出てきているんですけど、そればかりだとなかなか実際には進んでいかない。救われるべき人が権利擁護できていかないというようなことがあると思いますので、ぜひ勇気を持って制度を使っていただければなというのが、すいません、きょうの感想です。感想にもなっちゃいました。

○西村会長 今、たまたま坂井先生からそういうご発言をいただきましたんですけれども、せっかくできたものを、制度というかガイドラインでございますけれども、宝の持ち腐れにならないようにぜひぜひ、むしろトライをしてもらうと。ですから、やっぱりこれはまさにもう、その全部を知っているわけじゃないですけれども、画期的な制度だと思うんですね、新宿区の場合。

ですから、実績をつくって、どうなったのと、多分他の地域からも聞かれるでしょうから、

できるだけ先ほど後藤先生の解釈をできるだけ広くというお話ありましたけど、そういう方 向で活用していただければと。それをセンターさんも認識していただいて、高相さん、社協 さんも認識していただいてというところで、救済を中心にと。

もちろん、それは昨年度の議論の中でもプライバシーか救済かということでの議論になったと思うんですね、突き詰めれば。ですから、それはやはりこれだけ被害が大きいという中での判断だというふうに、私自身は考えているところです。

- ○鍋島委員 ちょっとだけ。
- ○西村会長 じゃ、短めに時間的にすいません。
- ○鍋島委員 短めで。本当にありがたい、団体としてもその人の住所も名前も何もわかっているんですけど、そっちに上げて、それがこれがないと、それは埋もれてしまうんですね。本当にありがたいものなので、どうぞこれ、使っていただけたら安心です。ありがとうございます。お礼言いたいのでちょっと。
- **〇吉村委員** 活用に躊躇しているケースはないので、今のところは。それは必要ならば。
- **〇西村会長** 決してそういう意味じゃないですから。被害がないことがもちろんいいわけです から。ありがとうございます。

どうぞ、後藤先生。

- ○後藤副会長 判断力の低下というのは、法律で言うときに結構難しい表現でして、どういう ふうに理解するかということもそうだし、実際こういう概念だというふうにわかっても、そ れを本当に適用するときに、それに該当するかどうかというところで、また意見が分かれた りするということがあるので、判断力の低下ということを生の言葉として出さないで、次々 販売されたとか、量が過量であるとか、そういう割と客観的なところをとらえると異論が出 にくいので、そういう形で法文化しているという工夫が実際行われていて、そういう意味から言うと、判断力の低下という言葉はもともと使いにくいということなので、使い方は慎重 にする必要があるんですが、慎重にする必要があるという、どう考えるかというときに、ほ かの法律なんかでは割と客観的な状況を見て、判断力の低下ということについては、はっき りわからなくても、こういう場合はもう判断力の低下があるということを根底に据えて判断していくと、こういうことをやっているので、それと同じようなことを今回についても、ここでの判断力の低下ということについても考えていくというような、大体従来議論されていたところが教訓になるんじゃないかなという印象があります。
- **〇西村会長** ありがとうございました。

時間のほうが既に終了の時間になってしまいましたですけれども、この件に関して、ご意 見、これだけはということがありましたら、どうぞお願いいたします。

○安井委員 具体的な現実のお話だったので、聞かせていただこうと思ったんですけど、商店会連合会です。うちの店にですけども、1日10回ぐらい来るお客さんがいるわけですよね。うちのせがれが区役所さんにお話する。そうすると、区役所さんが行くと、そのおじいちゃんのことは区役所さんもよく知っているわけです。きのうも来ているわけですよ。きのうも来ているんだけど、このおじいちゃんは、こっちの区役所さんのことは一切信用しないと。

要するにテレビ等々でだまされるんじゃないかと。商店会の、自分が若いころからずっと 買い物に来ていた商店主の言うことは信用するわけですよ。それでやってくれるわけで。と いうのを見ていると、その後どうでしたかというと、個人情報なんかが言えないとか、医療 情報だから言えないとかと言われていることが多いんです。

正確にそう言われたかどうかは別にして、発言したかったのは、部長、これから先、地域の安全とか安心を担保するのは、やっぱり自分たちが昔から行っている商店会メンバーだぞというのも、やっぱりそういうのも柱に入れなきゃだめかもしれないよね。

行政で決めてというけれど、後藤先生もおっしゃるように、判断力の部分で言えば、買い物に来るわけですよ。10回も買うわけですよ。もちろん売らない、何と答えるかというと、「さっきせがれ買い物来たよ」と言って、「あ、そう」と言って終わるわけです。また2回目来たときも、同じように答えると、「あ、そう」と終わるから、困ってはいないと思うんだけど、やっぱりそういうのって現実であるんだとしたら、商店街が先ほど売り上げがとおっしゃって、確かにそのとおりなのかもしれませんけども、もう一歩、柱あるんじゃないか。農家の戸別補償、これ話あれですけど、農家の戸別補償には柱が2つあるんですね。農地の保全と食料安定という公的な柱があるから、農家の戸別補償できるんですね。我々商店会は別段戸別補償をしていただきたいということではないんだけど、公的な仕事のあるよというのを、やっぱり23区ほかでは、もちろん新宿区でも聞いたことないわけだから、地域づくりだとかまちおこしだとかいう言葉はあったとしても、仕事の一つだぞというのを出していく時期なんじゃないかなという。ましてやこれだけ高齢の方が多いとなると、そんな気がしました。

以上です。

〇西村会長 大変参考になりました。お話ありがとうございました。 せっかくおみえなので、警察署から課長さん、何か。 ○酒井委員 初めてきょう参加させてもらいました。我々の相談業務が非常にまず多くて、その中で事件になるものはほとんどありません。消費者センターにご相談してください、法テラスへ相談してくださいというのが非常に多い。

その中で、情報の共有というの、高齢者のほうも非常にあるんですけれども、情報共有、 意外とできている部分もあると思っているんですね。児相とかもそうなんですけれども。そ ういうのが、今個人情報、個人情報と言いながらも、公的機関の中である程度融通がきくよ うなシステムがもうちょっとあってもいいのかなと。

例えば、先日あったのは、高齢者、夜中保護して、住むところがない、だけれども、警察は宿舎じゃないので、どこにも保護できない。そのようなときには、区の方がよくやっていただいて、対応してもらったと。ちょっと話は全然変わってきちゃうんですけれども、そのような形で、情報の共有をしていけば、あらゆる面の活動にできるようになっていくのかなということで、今情報共有の話に関して深く感じたところであります。

以上です。

〇西村会長 ありがとうございました。

時間が5分ほど超過していますので、そろそろこの会を閉じたいと思っておりますが、皆様に何か連絡事項等があれば、伺いたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、きょういろいろと課題になる、あるいはなりそうなご議論ございました。これらを参考にして、今年度の消費者行政の取り組みを進めていただければというふうにお願いいたしたいと思います。

最後に、事務局のほうにお戻ししたいと思います。

〇事務局 皆様、きょうは本当に長時間にわたって幅広いご意見いただきまして、どうもありがとうございます。

きょういただいたご意見は、これからの私どもの事業に生かしていきたいと思っておりますし、また、次回第2回を2月に予定してございますので、また引き続きそちらでもご議論いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。